

守口市がん患者のアピアランスケア助成金についてのQ&A

質問		回答
対象者について		
1	この制度は何回も利用できますか。	対象者 1 人につき、次の区分それぞれ 1 回ずつです。 (区分A:医療用ウィッグ等 (毛付き帽子等を含む) 区分B:人工乳房・人工乳頭もしくは補正下着 (人工乳房・人工乳頭は左右でそれぞれ 1 回))
2	再発した際や異なるがんに罹患した場合は、改めて利用できますか。	対象者がすでに助成を受けている場合は、異なるがんであっても申請できません。
3	守口市に住んでいるが、住民票は他市にあります。この場合は対象になりますか。	住民票が守口市にある方が対象となります。
4	がんの治療は終了したが、対象になりますか。	治療を終了している場合でも、申請期限内のものであれば申請できます。
5	がん治療を受ける予定であるが、申請することはできますか。	治療開始後に申請してください。
6	過去に他市で同様の補助を受けたことがあるが、申請はできますか。	対象外です。
申請期限について		
7	申請期限はいつまでですか。	令和 7 年 4 月 1 日以降の購入品で、購入日翌日から起算して 1 年以内に申請する必要があります。(例えば、令和 7 年 12 月 1 日に購入の場合、申請期限は令和 8 年 11 月 30 日となります。) ただし、令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日に購入された方は令和 8 年 9 月 30 日まで申請可能です。
助成対象について		
8	ウィッグ等と乳房補整具の両方を申請することはできますか。	申請できます。
9	申請できるウィッグ等及び乳房補整具はそれぞれ 1 つまでですか。	複数購入した場合でも上限金額の範囲で対象となります。
10	ウィッグ等や乳房補整具をレンタルして利用する場合、レンタル費用は助成の対象となりますか。	対象外です。
11	ウィッグ等や乳房補整具を購入するのにかった送料は対象になりますか。	対象外です。
12	ウィッグ等の付属品はどこまで対象になりますか。	ウィッグ本体、装着の際に皮膚を保護するためのネットが対象となります。その他の付属品 (ウィッグスタンド等) や日常的なケア用品 (クリーナー、リンス、ブラシ等) は対象外です。
13	部分ウィッグ (部分かつら) は対象になりますか。	対象となります。
14	帽子は対象となりますか。	毛付き帽子、医療用帽子が対象となります。
15	乳房補整具の対象となるものは何ですか。	外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着 (下着とともに使用するパッド (シリコン製を含む)) 又は人工乳房 (直接肌に張り付けて使用するもの、ただし乳房再建術により体内に埋め込まれたものは除く) で療養生活の質の向上を図るもの (規定なし) が対象となります。
16	乳がん用のパッドは対象になりますか。	対象となります。
助成回数について		
17	上限金額内でウィッグ、毛付き帽子を購入しました。申請は 2 回できますか。	上限金額内で複数購入した場合は、1 回にまとめて申請してください。領収書が複数枚ある場合は 1 番古い日付を基準として、申請期限は購入日が最も早いものの日付から 1 年以内です。
18	上限金額内で補整下着を 2 つ購入しました。申請は 2 回できますか。	上限金額内で複数購入した場合は、1 回にまとめて申請してください。領収書が複数枚ある場合は 1 番古い日付を基準として、申請期限は購入日が最も早いものの日付から 1 年以内です。
19	上限金額内で右の人工乳房を 2 つ購入しました。申請は 2 回できますか。	上限金額内で複数購入した場合は、1 回にまとめて申請してください。領収書が複数枚ある場合は 1 番古い日付を基準として、申請期限は購入日が最も早いものの日付から 1 年以内です。

守口市がん患者のアピランスケア助成金についてのQ&A

質問	回答
20 上限金額内で左の人工乳房を2つ購入しました。申請は2回できますか。	上限金額内で複数購入した場合は、1回にまとめて申請してください。領収書が複数枚ある場合は1番古い日付を基準として、申請期限は購入日が最も早いものの日付から1年以内です。
21 人工乳房を左右で購入しました。申請は2回できますか。	申請は2回できます。それぞれの購入日から1年以内に申請してください。
22 ウィッグ、人工乳房を購入しました。申請は2回できますか。	申請は2回できます。それぞれの購入日から1年以内に申請してください。
助成金額について	
23 対象となるのは、消費税込みの金額ですか。	消費税込みの金額となります。
24 ポイントで支払った金額については、助成対象となりますか。	助成対象となりません。購入費用からポイント利用額を差し引いた金額が助成対象となります。
書類の記載について	
25 申請書類はボールペンでの記入ですか。	申請書類はボールペンで記入してください。鉛筆や消えるボールペン等は使用しないでください。
26 住民票は守口市内にあるが、現在の住所と異なります。申請書にはどちらの住所を記載すればよいですか。また、書類を現住所に送ってもらうことはできますか。	申請書には住民票のある住所を記載してください。 交付決定通知書は現住所に送付できますので、現住所を記入し、提出してください。
27 振込先は家族の口座でもいいですか。	対象者と異なる名義の口座に振り込みを希望される場合は、「交付申請書兼請求書」内の委任状をご記入ください。
申請について	
28 申請書類の提出先・問い合わせ先はどこですか。	守口市健康推進課で受け付けています。 〒570-0033 大阪府守口市大宮通1-13-7 市民保健センター 3階 健康推進課 電話：06-6992-2217 FAX:06-6998-5563 受付時間：月～金曜日（土日祝、年末年始を除く）9：00～17：30
29 申請書類を郵送してもよいですか。	郵送でも受け付けております。必要書類を必ず同封してください。
30 申請に必要な書類は何ですか。	・交付申請書兼請求書（申請者が代理人の場合は委任状の記入が必要） ・申請者の本人確認書類（申請者が代理の場合は代理人の本人確認書類） ・がん治療を証明できる書類の写し（詳しくはQ&A27番をご確認ください） ・領収書の原本 ・振込先金融機関の通帳などの写し（支店名、名義及び口座番号が確認できるもの）
31 対象者本人が申請できない場合、代理で申請はできますか。	申請できます。申請書の申請者区分に『下記の者を申請者として委任します』という項目がありますので、対象者本人がチェックしてください。
32 対象者が未成年の場合はどうすればよいですか。	対象者が未成年の場合は、親権者の方が申請してください。
33 申請してから交付決定通知や振り込みまでどのくらい時間がかかりますか。	申請から1～2か月後に振り込み等を行います。
34 治療を証明する書類として、どのような書類を出せばよいですか。	脱毛や乳房の変化があることが分かる同意書、治療方針計画書など、医療機関が発行した書類の写しを提出してください。
35 領収書の様式は決まっていますか。	様式は問いませんが、次の①～⑤が記載されている領収書の原本を提出してください。 ①購入者②購入日③購入金額④購入品名⑤発行者
36 インターネットで購入し、領収書がもらえなかった場合どうすればよいですか。	領収書の代わりに、支払いをしたことがわかるもの(①購入者②購入日③購入金額④購入品名⑤発行者)の原本を提出してください。